

## 病床整備計画について

### 1 病床を整備しようとする施設

- (1) 名称 大府あおぞら有床クリニック
- (2) 所在地 大府市吉田町半ノ木 44,45,46
- (3) 開設者 医療法人社団 明照会

### 2 病床種別

一般病床及び療養病床

### 3 整備病床数

19床（一般病床）

#### (参考) 関係法令等

##### ○ 医療法第7条第3項

診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

##### ○ 愛知県病院開設等許可事務取扱要領

(審査基準)

第4 所管保健所は、次の基準を満たさないものに対しては、計画を自粛するよう指導する。ただし、診療所の病床については、この基準のうち第2号及び第3号は適用しない。

- ① 工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。
- ② 開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。ただし、特定病床計画にあっては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。
- ③ 医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。
- ④ 計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。